

- 第1 公務員が勤務に関して発明を存したときは、外部に発表する前に、その所属の長に発明の内容を届け出でしめること。
- 第2 公務員が勤務に関してなした発明のうち、その内容がその公務員の所属する機関の業務範囲に属し、且その発明をなすに至つた行為が公務員の任務に属するものは、原則として、国がこれを承継し、特許を出願するものとする。
- 第3 前項の出願により国が特許権を所得したときは、発明者に対し登録補償金として1,000円支給すること。
- 第4 前項の特許権の管理処分により国に利益があつたときはその左記に示す一定割合を実績補償金として発明者に支給すること。
- 2 利益とは実施権・使用料・権利譲渡代金・製造原価の低減・価値の増加、実収益等を云う。
  - 3 実施権使用料の30%
  - 4 権利譲渡代金の30名但発明者の希望により権利存続期間中分割支給することが出来る。
  - 5 実施した場合は利益の5%
- 第5 前2項の補償を行うため、各省庁は予算的措置を講ずること。
- 第6 各省庁の長は、その所属の公務員の勤務に関する発明の取扱いにつき必要事項を定めること。
- 第7 第3の特許権の管理処分は行政財産の取扱いに準ずること。
- 第8 実用新案及び意匠については、特許権に準じて取扱うこと。但、登録補償金は500円とする。
- 第9 実施期日より前に登録された発明でも実施期日後に起つたものに対しては本法を適用して実績補償金を支給することができる。

1-40

総発第23号の1 昭和25年1月23日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

科学研究振興予算について(申入)

本会議は1月21日本会議第5回総会において、左記のことを議決しました。

本会議は、このことについて政府の再考を促し、善処されるより要望します。

記

文部省は、昭和25年度の科学研究振興予算を16億8千万円と計上した。日本学術会議は、その算出の基礎を検討し、昨24年度の予算が極めて不十分であつた実情に鑑み、且つ現下諸般の情勢をも考慮した上で、この予算は科学の振興のために必要な最小限度であると考え、その実現のために努力した。しかるに政府はこれを5億円に削減する方針を取つている。これは昨年度に比して僅かに5千万円の増額にすぎない。日本学術会議は、この政府の方針を適当と考えることはできない。

日本学術会議は、総会の決議をもつて、この点に関し、政府の再考を促し、その善処方を要望する。